

記載例：減収となつた方

生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ	ニシトウキョウ タロウ	
①氏名	西東京 太郎	
②生年月日	昭和 平成 令和 ●年 ●月 ●日 満(●●)歳	
③電話番号	●●● - ●●● ●● - ●●● ●●	
④次の1.又は2.の場合であること(いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)		
1.離職又は第3条第1号に規定する場合		
離職等の時期	●●●年●●月●●日	
離職等した事業所	株式会社●●●●●●	
2.第3条第2号に規定する場合		
給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	勤務先の業務が縮小され、減収となりました。	
⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること		
離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	世帯主として給与収入等により生計を維持していました。	
⑥次の1.又は2.のいずれかに該当していること(いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載)		
1.住居を喪失していること		
住居を喪失した時期		
喪失した住居の住所		
現在の状況		
2.住居を喪失するおそれがあること		
現在の住所	西東京市●●町●-●-●	
住居の家主等	田無 一郎	貸主(大家)の氏名を記入してください。
喪失するおそれのある住居の家賃額	50,000円	共益費・管理費は含みません。
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	収入が減少したため、家賃の支払いが困難になりました。	
⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること		
フリガナ	ニシトウキョウ タロウ	ニシトウキョウ ハナコ
氏名	西東京 太郎	西東京 花子
続柄	本人	妻
生年月日	平成●年●月●日	平成●年●月●日
収入(月額)	20,000 円	0
預貯金等	150,000 円	40,000 円
※申請者が属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合は月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金		
<p>預貯金等は、金融資産等(預貯金、現金、債券、投資信託等)の合計額を記入してください。</p> <p>上記通り、私はに必要な手帳</p> <p>生活困窮者自立支援法施行規則第1項第2号に規定する西日本地方公共団体であつて地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行うで相互利用されることについて了承します。</p> <p>また、裏面の注意事項について、同意します。</p> <p>令和 ●年 ●月 ●日</p> <p>西 東 京 市 長 殿</p>		
<p>同居の全員を記入(子を含む)します。 世帯員欄が不足する場合はコピーしてご記入していただくか別紙を作成してください。</p> <p>同一世帯の方の収入、預貯金を記入してください。 申請する月の収入を記入してください。申請月の収入が確定しない場合は、前月の収入を記入してください。 失業給付や親族からの援助等も収入に含まれます。 収入は、社会保険料天引き前の総支給額から通勤交通費を差し引いた額、自営業の場合は売上から経費を差し引いた額を記入してください。</p> <p>日付は申請日</p>		
申請者氏名 西東京 太郎		

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、西東京市が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、西東京市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する西東京市長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、西東京市が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。